

## 船舶事故調査報告書

令和4年3月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚（消波ブロック）
発生日時	令和2年11月11日 18時05分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港第1区 八戸港白銀北防波堤灯台から真方位124° 110m付近 （概位 北緯40° 32.3′ 東経141° 33.0′）
事故の概要	漁船第七十五天王丸 <sup>てんおう</sup> は、出航中、消波ブロックに乗り揚げた。 第七十五天王丸は、プロペラ翼に欠損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十五天王丸、339トン 136517、大祐漁業株式会社 60.49m×8.90m×4.40m、鋼 ディーゼル機関、1,340kW、平成13年2月17日
乗組員等に関する情報	船長 46歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成15年1月15日 免状交付年月日 平成29年5月2日 免状有効期間満了日 令和4年5月1日
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に欠損、右舷船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：16時20分ごろ
事故の経過	本船は、網船、探索船及び漁獲物運搬船から構成される巻き網漁に従事する船団の漁獲物運搬船であり、船長ほか9人が乗り組み、操業を行う目的で、令和2年11月11日18時00分ごろ八戸港東方沖の漁場に向け、八戸漁港（鮫地区）から離岸した。 船長は、操舵室で単独の操船に当たり、八戸漁港（鮫地区）の出入口を通過した後、白銀北防波堤と白銀西防波堤との間の東航路を通航することとし、可変ピッチプロペラ（以下「CPP」という。）の翼

	<p>角を7°とし、約4.5ノットの対地速力で手動操舵により北西進中、本船の左舷正横300m付近を東航路に向けて航行している他の巻き網漁の船団の網船を視認した。</p> <p>船長は、網船が本船と同様に東航路を通航して出航するものと思ひ、網船を先に通航させることとした。</p> <p>船長は、左舷方を向き、本船よりも速い速力で航行中の網船の動静のみに注意を払いながら、同じ速力で北西進中、18時05分ごろ衝撃を受け、船首方を確認したところ、本船が消波ブロックに乗り揚げていることに気付き、慌ててCPPの翼角ダイヤルを0に操作して中立とした。</p> <p>本船は、船長が、船団長である網船の漁労長に本事故の発生を報告した後、プロペラ翼に異状を感じたものの、自力航行が可能であったので、その場で反転して八戸漁港（館鼻地区）に着岸した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約4.2mであった。</p> <p>船長は、ふだんから港内では専ら目視のみで見張りを行っており、本事故当時、0.5マイルレンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを起動していたものの、それらを使用していなかった。</p> <p>船長によれば、巻き網漁の船団は、巻き網漁に従事する船舶が同時に出航する際、漁獲物運搬船より網船を優先するという独自のルールがあった。</p> <p>船長は、本事故当時、網船に東航路内を安全に通航させようと、本船と網船との船間距離を離すことを優先的に考えていた。</p> <p>本船では、本事故当時、出港部署が解除されていたので、船首配置の乗組員はいなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、八戸港第1区を北西進中、船長が、本船と同様に東航路に向けて航行中の網船を先に出航させようと、網船の動静のみに注意を払いながら航行を続けたことから、白銀北防波堤に接近していることに気付かず、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、巻き網漁に従事する船舶が同時に出航する際、漁獲物運搬船より網船を優先するという巻き網漁の船団の独自のルールがあり、網船に東航路内を安全に通航させようと、本船と網船との船間距離を離すことを優先的に考えていたことから、網船の動静のみに注意を払っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、八戸港第1区を北西進中、船長が、本船と同様に東航路に向けて航行中の網船を先に出航させようと、網船の</p>

	<p>動静のみに注意を払いながら航行を続けたため、白銀北防波堤に接近していることに気付かず、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋当直者は、特定の物標等のみに注意を払わず、全周に渡って常時適切な見張りを行うとともに、レーダー、GPSプロッター等の航海計器を適切に使用して船位を正確に把握しておくこと。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図

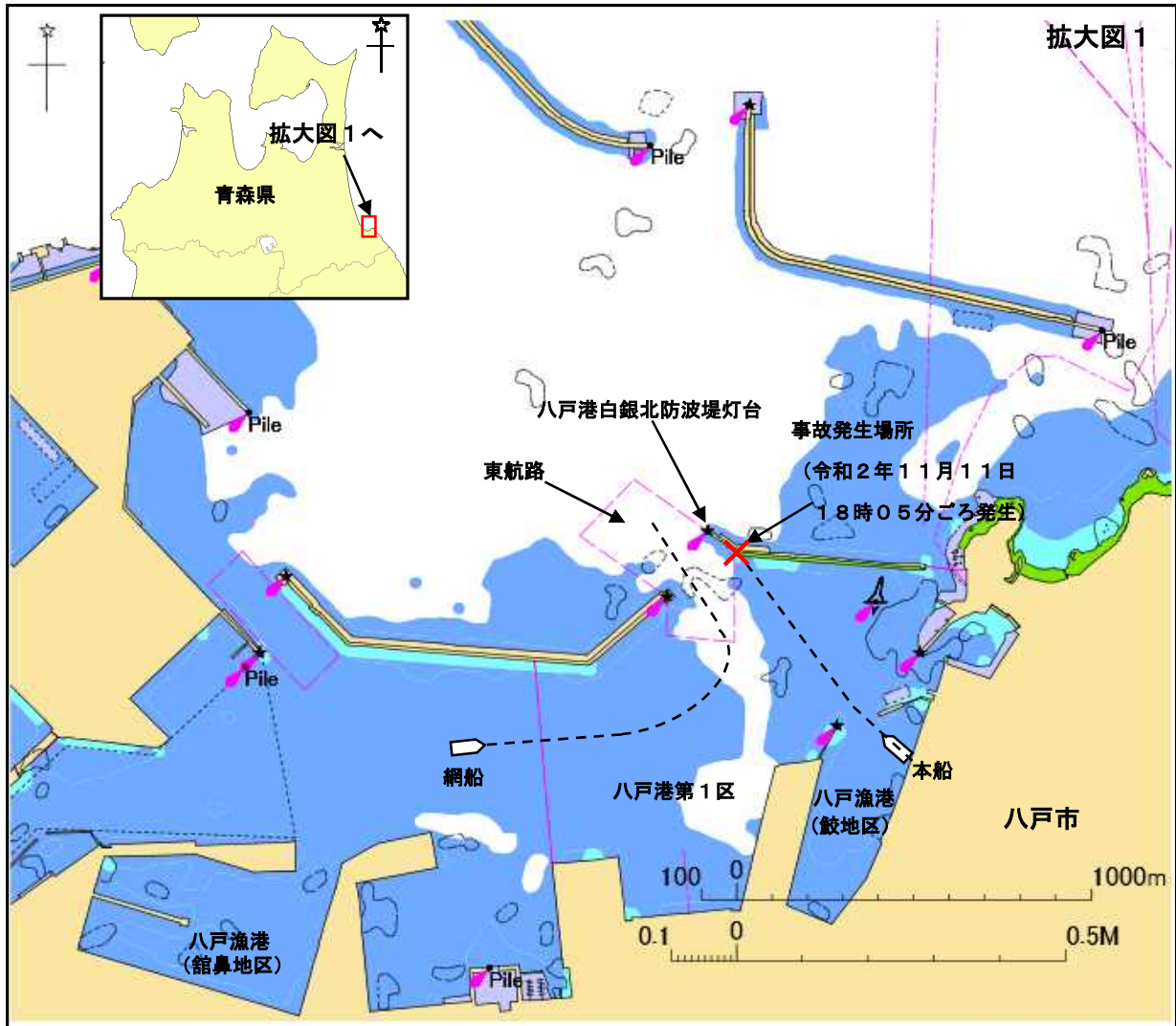


写真1 本船

